

令和6年12月16日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

産業建設委員会
委員長 渡辺 一美

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 12月16日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務の調査を行った。
所管事務調査については、令和6年産米の状況について、地域計画策定に向けたスケジュール等について、賃料等請求調停事件（須原スキー場駐車場賃貸借契約）について及びにぎわい館（仮称）整備計画（案）について、執行部から説明を受け質疑を行った。また、ボックスショップ「はこいで」について、執行部から報告を受けた。
第6期（後期）産業建設委員会の課題について、今後正副委員長と事務局において調整し、その後委員会で協議することとした。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて、協議を行った。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 149 号 指定管理者の指定について（福山峠緑のふるさと広場）
- (2) 議案第 150 号 指定管理者の指定について（寿和温泉）
- (3) 議案第 152 号 字の変更について（大和沢地区）
- (4) 議案第 153 号 字の変更について（和田・横瀬地区）

2 調査事件

(5) 所管事務調査について

- ① 令和 6 年産米の状況について
- ② 地域計画策定に向けたスケジュール等について
- ③ 賃料等請求調停事件（須原スキー場駐車場賃貸借契約）について
- ④ にぎわい館（仮称）整備計画（案）について
- ⑤ 第 6 期（後期）産業建設委員会の課題について
- ⑥ その他

(6) 閉会中の所管事務等の調査について

(7) その他

- ・市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

3 日 時 令和 6 年 12 月 16 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 桑原郁夫、星 直樹、浅井宏昭、渡辺一美、佐藤 肇、本田 篤
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、星産業経済部長、小島産業経済部副部長、星野農政課長、佐藤農
林整備課長、鈴木観光課長

8 書記 坂大議会事務局長、椛澤議会事務局次長

9 経 過

開 会 (10 : 00)

渡辺委員長 それでは、定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会いたします。まず、本委員会に付託されました議案について、審議願います。

(1) 議案第 149 号 指定管理者の指定について（福山峠緑のふるさと広場）

渡辺委員長 日程第 1、議案第 149 号 指定管理者の指定について（福山峠緑のふるさと広場）を議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございません。

渡辺委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第 149 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第 149 号 指定管理者の指定について（福山峠緑のふるさと広場）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 150 号 指定管理者の指定について（寿和温泉）

渡辺委員長 日程第 2、議案第 150 号 指定管理者の指定について（寿和温泉）を議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございません。

渡辺委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤（肇）委員 これから指定管理という形に来年度から変えていくということなのですが、今委託でやっていただいている部分もあるかと思うのですが、今回指定管理になることによって中身がかなり変わるのかどうか。今の状況でそのまま行くのか、その辺についてお聞きしたい。

鈴木観光課長 来年度の 4 月からの指定管理で大きく変わる部分としましては、今後は施設の使用料につきましては指定管理者の歳入となります。それを原資として事業展開ができるかというところが大きく異なってしまうので、その部分に指定管理者に期待をしているところでございます。

佐藤（肇）委員 今の寿和温泉に限った話じゃないんですが、今後指定管理という形になった場合、ここに自動販売機を置くとかそういうようなことで、要はその建物の場所を使って何かいろいろ肉付けをしていきたいとか、いろいろな付加価値を高めたいというような、そういった取組について、市で直営でやっていた場合は目的外使用というような形であったらと思うんですが、そうなった場合は今度は事業者の裁量に任せるような形になるんですか。

鈴木観光課長 あくまでも自主事業として、事前にこういった形で事業計画、自主事業をしていきたいというのを協議した上で、そういうことは可能だと思っております。

渡辺委員長 ほかに質疑はありますか。

本田委員 法人格についてお伺いするものであります。社会福祉法人ですので、社会福祉法を根拠に活動されていると思うんですが、今回の指定管理については問題ないという考え

方でよろしいでしょうか。

鈴木観光課長 世の中には社会福祉法人の中で温泉施設を運営している法人格、法人の方もいらっしゃると思います。今回の愛郷会さんにつきましては、定款上この温泉施設の部分が明記をされていないところでもありますので、決定後、定款変更を受けて、内部で協議をしていただくようお願いをしているところでございます。以上です。

本田委員 確認させていただきました。先ほど佐藤肇委員が話されたような収益を伴うようなところも、これもまた問題ないということでよろしいですね。

鈴木観光課長 お見込みのとおりというふうに事業主体からも聞いております。

渡辺委員長 しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10:05)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再 開 (10:07)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開させていただきます。

ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。本案について、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第 150 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第 150 号、指定管理者の指定について(寿和温泉)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 152 号 字の変更について(大和沢地区)

渡辺委員長 日程第 3、議案第 152 号、字の変更について(大和沢地区)を議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございません。

渡辺委員長 なければ、これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第 152 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第 152 号、字の変更について(大和沢地区)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 153 号 字の変更について(和田・横瀬地区)

渡辺委員長 日程第 4、議案第 153 号、字の変更について(和田・横瀬地区)を議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございません。

渡辺委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第 153 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第 153 号、字の変更について(和田・横瀬地区)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これで、本委員会に付託されました議案については、以上となります。

(5) 所管事務調査について

(1) 令和 6 年産米の状況について

渡辺委員長　日程第 5、所管事務調査についてを議題といたします。

初めに、(1) 令和 6 年産米の状況についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

星産業経済部長　令和 6 年産米の状況につきまして、農協への出荷米検査が終了いたしましたので、その検査結果と仮渡金の金額につきまして、資料はございませんけれども、農政課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

星野農政課長　それでは、コシヒカリの 1 等米比率につきまして、J A 魚沼が検査をした魚沼市の生産者分の 1 等米比率、それ以下も含めて報告させていただきます。1 等につきしは 81.5%、2 等でございますが 16.6%、3 等が 1.2%、規格外が 0.7%ということで、昨年異常高温、渇水等から比べますと V 字復活ということで報告を受けてございます。続きまして、仮渡金の状況でございます。これもコシヒカリについて、J A 魚沼の魚沼市生産者分についての報告とさせていただきます。1 等につきまして 2 万 2,500 円ということで報告を受けております。12 月 20 日支払いということで報告を受けてございます。以上でございます。

渡辺委員長　それでは、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤(肇)委員　今回魚沼市分で、J A さんのほうでまとめていただいた数字ということで今お話をいただきました。それで、数量的にはどんなかという辺りはどうでしょうか。年々大分、生産者、農協へ出す分が減ってきているみたいな話も聞いているんですけども、そういった辺り、特にお話があったらお聞かせいただきたいと思います。数字をつかんでなかったら結構です。

星野農政課長　これも J A の出荷契約に対する集荷率でございますが、9 割、90.7%ということで報告を受けてございます。以上です。

渡辺委員長　ほかに質疑はございますか。(なし) なければ、質疑を終結します。本件につきましては、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

(2) 地域計画策定に向けたスケジュール等について

渡辺委員長　次に、(2) 地域計画策定に向けたスケジュール等についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

星経済産業部長　地域計画策定に向けたスケジュールにつきまして、今年度中に策定しなければならない地域計画のスケジュール的なものと、あと計画の内容、併せまして令和7年度予算案に反映されるものになりますけれども、地域計画の実効性を高めるための支援案につきまして農政課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

星野農政課長　それでは、資料の方の本日付けの産業建設委員会資料をお開きいただきたいと思えます。(資料「地域計画(案)」及び「地域計画策定に向けたスケジュール等について」により説明)

渡辺委員長　それでは、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤(肇)委員　1点聞かせていただきたいんですが、まずスケジュールの部分なんですけど、これは令和6年度とすれば、ここに2番の地域計画策定までのスケジュール予定ということなんですが、随時見直しをかけていくということになるんだらうと思うんですけど、今回でき上がった地域計画の位置付けというのはどんな感じになるんですか。それでもう全て、その後の事業がそれを基にして動き出すという、そういう新規の事業だとか、いろいろあるわけなんですけど、全て今年度末の地域計画が基で動き出す。ただ、当然年度中に入りがかなりあるんだらうと思えますし、それから計画なので、計画どおりに行かなかった部分も検証していかなきゃならんだらうとは思いますが、そういったものの見直しみたいな、どんな感じの今後のスケジュール感で進まれるのか、その辺についてお聞きしたいのですが。

星野農政課長　一旦、計画につきましては、期限が決められているものですから、計画策定するんですが、令和7年度以降も随時見直しと申しますか、図っていく必要が当然出てまいります。大きな課題として、農地の利用調整、出し手は、本当にちょっとわかりませんが、誰でもいいからまかってほしいというところも当然あると思えますし、ただ受け手の方でなかなか条件の関係ですとか、その辺のマッチング等を含めて非常に大きな課題だと思っております。そこを今後どういった仕組みづくりを進めていくかということで検討しているところでございます。それらと併せて、農地の利用の方法、また支援等を含めたことも当然課題となってまいりますので、計画そのものは来年度以降も随時見直しをして、目標地図の中でも具体化したような地図作りも必要だと考えております。また、施策についても、一旦、今のところ先ほど説明したとおりのことで令和7年を迎えたいと思っておりますが、これも計画の見直しと併せて必要な部分もあろうかと思えますし、また新たに見えてくる課題もあろうかと思えますので、その辺も含めて今後、次年度以降も検討してまいりたいというふうに考えております。

佐藤(肇)委員　わかりました。それで、もう1点聞かせていただきたいのが、要は農地を委託に出す方ですね。今までは作ってもらっている人から年貢と申しますか、それをいただいて、金額というか、それについては全然お互いの取り決めでやってこられた部分だらうと思うんですが、今回こうやって一気に流動化させて進めていこうとした場合、ある意味、その基準というか、大体の目安というか、そういった辺りを示してこういう担い手探しみたいな形になっていくのかどうか。その辺については、いかがですか。

星野農政課長　地代の関係については、さまざまところが現状としてあります。その辺の統一ということも一つの検討というところかと思っておりますが、先般、夏のころにあるモデル地区、藪神地区の担い手の方々とそういった意見交換した中で、地代の統一は、そ

うした方がいいと思われている方と、逆にそうでもない方もあったりしまして、その辺がなかなか難しいところもあると思っております。その辺はまた話し合い等を含めて進めながら、引き続きの検討課題というふうに思っております。

佐藤（肇）委員　今、これから先なんですけど、この担い手、自分で持っているけど自分で作れないから誰かにやってほしいという、そういったのが条件の悪いところからどんどんそういうのが出てくる。そうすると、請けられる方についても、何でもいから、要は地代なんてなくてもいいからさせてくれみたいな話もあるだろうし、やっぱり条件のいいところはそれなりに今までこうしていたのだからという、そういうのもあるんだと思います。それで、基準みたいなのを設けてやって、そこへあまりにもどうしても支払いできないような条件の悪いようなところをまかしてもらう方のところには何らかの私は支援があってもいいのではないかなというふうには思ったんですけど、その辺の今回この新規の事業の中にもそういったものがないので、ちょっとお聞きしたかったんです。

星野農政課長　条件不利地等の地代ですとか、さまざま課題があるところなんですけど、来年度の今考えております施策の中で、先ほどちょっと触れさせていただいたんですけど、スケジュール等の本日付けの資料の2ページ目のほうでの、例えば⑧番のところ、狭小地、面積の小さい圃場、なかなか効率が悪いものですから、担い手も受けたがらないんですけども、そうはいっても知ってる人に頼まれると請けざるを得ないというところもございまして、そういったほ場に対する地代的な支援もこの中に入れていっているところもございまして、本当に遠くまで通作して、受託しているという担い手もございまして。そういった部分も一定程度の距離を遠くまで行って、耕作するに当たってのそういった支援も必要だということで、ちょっと新規のメニューの中では入れていっているところもございまして。そんなことで、これで十分か不十分かわかりませんが、まず令和7年はこういった事業体系で進んでみて、また検証してまいりたいというふうに考えてございまして。

佐藤（肇）委員　今申し上げられた二つの支援は、これは仕事を請けられる方のところに出す支援ですね。要は、地主さんが土地を持っていても、ただでやってもらうのはいいんだろうと思っておりますけど、固定資産税も払えないとかというようでは、やっぱりそれも困るなということもあるんですよ。なので、その辺について何かお考えを入れていただいた方がいいのではないかなというふうに思ったのですが、いかがですか。

星野農政課長　確かに今考えている支援ですと、担い手の立場に立った支援が多いということが現状でございまして、むしろやっぱり地域の農地を守っていくには、地主、また地主以外の地域の方々の協力も含めた中で、やっぱり農地を守っていくということが重要なのかなというふうに感じておりますので、そういった支援策は入れていっているところもございまして。地主も、今ほどの佐藤副委員長のお話のとおり、固定資産税ですとかという話もございまして、その辺はちょっとまた今後関係者の地元の御意見等も含めながら検討課題というふうに今のところ考えているところもございまして。

佐藤（肇）委員　もう1点なんですけど、今ほど課長は地域のというようなお話もあったんですけど、水路の管理だとか、そういったものをやはり地域ぐるみで今までやってこられた、地主さんをはじめ作付けされているような、請け負った方々にも手を出してもらいながら管理をしているような状況があるんだろうと思うんですけど、今後その農地の集約が進めば進むほど、なかなかこの集落ごとにやっていたような江ざらいだとか、水の管理だとか、

いろんなそういった草刈りだとかという辺りがなかなかできにくくなってくるんじゃないかなと思います。一部草刈りの支援だとかについては、これ出しますというメニューは少しあったんですけども、地域が行う、要は集落単位でいろいろなことをやっていますものとか、そういったものに対して全体にこうやっていく、今後はというような、そういう方向付けみたいなのがあればいいんですが、その辺について今回の計画の中で何か示されていますでしょうか。

星野農政課長　計画の中のほうにつきましても、計画案の2ページ目のほうに入ってますが、例えば大きな3番の(5)の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組ですとか、そういった形でサービス事業を行っていただく。例えばですけども、草刈りですとか、農薬散布等を含めて、計画の3ページのほうでも大きな5番で農業支援サービス事業者一覧ということで、現在活動している団体も載せたところでございまして、このような団体を育成していくというところが今後重要になってくるというふうに思っておりますので、そのような取組を行う団体支援ということを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

佐藤（肇）委員　これからそういう団体を育成していくというのはよくわかるんですけども、差し当たりはやっぱりそれぞれ集落ごとに水路管理だとか、用水の管理だとか、用水は組合を作ったり、いろいろやっておられるところが多いんですけども、その辺の方向といいますか、集落であれば農業をしていない方も一緒に出てもらって、道普請ではないですけどそういう普請ごとをやったりとか、水路の草刈りやったり、江ざらいやったり、そういうのを春に秋に動員をかけて出してもらっていますが、そういったのが今度だんだん厳しくなってくる。要は、土地を持っている方が農家であっても、全然もう米から離れるような、そういった方も多くなってくるんだらうと思いますので、朝の水見も行く必要もなくなったりとか、いろんなことになるので、そういう辺りを何か形として支援する仕組み、そういう組織ができ上がればそれはそれで越したことはないんでしょうけれども、やはり集落単位で動く農家の組合とか何かを作って、実際に今うちの町内の田んぼが大体そうなんです。農家組合というのがあるので、10軒ぐらい農家があるんですが、実際に自分で米を作っている方というのが一人くらいしかおられない。あとはみんな作ってもらっている。そうは言いながらも、今度春の江ざらいをするときにどうするんだと。みんなに出てもらわないと、とてもその人だけでは手が足りないというような形なんですけど、なかなか今度、普段やってないものだから、全くと言っていいほど名前ばかりみたいな形になっている。そういうのをどういう方法で維持したらいいんだらうという辺りが今後の大きな課題じゃないかなと私は思うんですけど、この計画の中でもう少し突っ込んでもらってもいいんじゃないかなと思ったもので、お聞きさせていただいた。

星野農政課長　本当にそこが大きな課題だと思っておりますし、既存制度の中でも国の交付金、多面機能の交付金ですとか、また中山間地の交付金等ございます。そういった交付金を活用して、それぞれの地域の協定、また活動組織の中で農業者以外も含めた地域の方も含めた活動もしているところがございますが、なかなか副委員長がおっしゃるとおり人集めが大変だという現状もお聞きしております。そういった方向での地域一丸となって、また地区外からの協力者等を含めて進めていく必要性は感じておりますので、この計画の中でまたどういったふうにそこを強く明記するかということについてはちょっと検討させ

ていただきますが、考え方としてはそういったことを推進していくという必要性は感じているところでございます。

渡辺委員長　ほかに質疑はございますか。(なし) なければ、これで質疑を終結いたします。本件につきましては、計画のほうはこの3月31日に提出いたしますけれども、この計画ができてからが本当に本市としてどうするかということになるかと思えます。今ほどの佐藤委員からの質疑も踏まえて、この委員会の中でしっかりとまた引き続き調査させていただきたいと思えます。これに御異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

(3) 賃料等請求調停事件（須原スキー場駐車場賃貸借契約）について

渡辺委員長　次に、(3)賃料等請求調停事件（須原スキー場駐車場賃貸借契約）についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

小島産業経済部副部長　それでは、賃料等請求調停事件（須原スキー場駐車場賃貸借契約）についてであります。本件につきましては、以前の委員会等でも御報告をしておりましたけれども、昨年10月31日の調停時点におきまして、本来であれば地方自治法の規定によって議会議決が必要であったものでありましたが、議会議決を経ずして調停をしてしまったということでございます。これにつきましては、遡って今議会会期中に追認をお願いしたいというものでございます。詳細につきましては、観光課長のほうから説明をさせていただきます。

鈴木観光課長　提出をさせていただきました資料に基づいて、経緯も含め説明をさせていただきますと思います。(資料「用地実測図」、「長岡簡易裁判所令和4年(ノ)第18号賃料等請求調停事件 時系列」、「調停調書」及び「地方自治法(抜粋)」により説明)

今後の部分につきましてはになります。本来は、昨年12月15日に現場の立会いをするということで、両代理人の中で日程調整がされたところですが、その際につきましては、当市のほうで原状回復をする国土調査に基づく、いわゆる法務局にある登記データの復元について疑義があるというようなことで、昨年12月15日も立会いはかなわなかったところでありました。その後、当時の国土調査の資料を代理人を経由してやりとりをする中で、今年12月5日の日に資料等一定の理解を得た。じゃあ現場について話し合いをしますということで、12月5日に日程調整がされたところではありますが、当該申立人のほうの体調不良というようなことで、それについてもかなわなかったところでございます。ただ、当方の代理人を通じまして、この12月25日に何とか立会いができるように、現場はもう既に積雪があるところでもありますけれども、境界杭、境界付近のところには今は棒やパイロンをふせた中で、何とか今後の雪の量にもよりますけれども、25日の立会いをし、早急な田んぼ復旧に向けて協議を進めたいと思っております。以上、私からの説明とさせていただきます。

渡辺委員長　それでは、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

それでは、すみませんが委員長を交代させていただいてよろしいでしょうか。

佐藤(肇)副委員長　それでは、委員長を交代いたします。渡辺一美委員。

渡辺委員　今ほど縷々説明していただきましたけれども、本来であれば昨年の12月に現地の

調査というか、筆界というんでしょうか、そこをきちんと調査しなければいけなかったというところが、これまでそれこそなぜできなかったのか、もう少し詳しく御説明いただけますか。

鈴木観光課長 経緯につきましては、当時、昭和53年に遡ることになりますけれども、当時の第3セクター、守門観光公社さんが須原スキー場を運営していく上で、昭和53年に当該土地を賃貸借契約を結んだところでございます。その後に駐車場にすべく工事が入ったわけなんですけれども、その後に国土調査がこの地域に入りました。国土調査の成果としては、昭和58年が国土調査としての成果の日付、登記の日付になっています。申立人としては、53年の頃の田んぼに戻してくださいというのが最初の言い分でありました。当然、53年の頃の座標値等々の資料はその頃はありませんで、その復元は難しい。ただ、今時点の国土調査の成果に基づく法務局の登記の座標、筆界に戻しますよというようなことでやりとりが始まったところなんです。それに対して、先方がその当時の国土調査の登記までの資料をいろいろ出してくれというようなことが五月雨式にその後続くんですけども、最初の昨年12月15日に立会いをしないと申した理由としましては、53年の頃に戻してください、ただ市のほうは58年の国土調査に基づく現地の回復というところの差異の部分で立会いがかなわなかったというのがスタートとなっております。

渡辺委員 まず、この調停の調書を見させていただきますと、事件の表示というところでは恐らく出頭というか命令というかが出てきていますよね。令和5年の2月7日、調停呼出状というのが届いています。令和4年になっているということは、向こう方は恐らく令和4年のうちに調停、要は申立書を出しているんだというふうに思います。そのときに、(1)から(5)までの申立になっているわけでございます。そのときの(2)国土調査というところについては、その時点で国土調査のやり方がおかしいとか、そういった話が申立書の中にあっただけでしょうか。

鈴木観光課長 時系列のほうの資料のことだと思いますけれども、この(2)の国土調査については、今回の須原スキー場の駐車場の部分に対する国土調査の成果に対する申立ではない部分での、国土調査に対するやり方がおかしいんじゃないかという申立です。(1)、(2)以降3、4、5とありますが、大きく5つ、別のものに対しての申立がされたということでございます。

渡辺委員 そうしますと、でもこのときの全て1から5に対しての相手方は、魚沼市という相手方で間違いないですか。

鈴木観光課長 そのとおりです。

渡辺委員 そうしますと、このときの申立は1から5あったわけですけども、その申立の和解ということで、5年の10月31日に出てきたことになっているという理解でよろしいですね。

鈴木観光課長 実際には、申立については大きく5つの項目で最初はスタートしたところですけども、時系列のナンバー6になります。その後また書面が届けられました。実際に5つの申立でスタートしたわけですけども、その後今回の須原スキー場の駐車場部分の賃借料のみについて特化をした文章が来て、これについての調停のみとなります。

渡辺委員 また今後何か出てくる可能性もあるかもしれないということになりますか。

鈴木観光課長 それにつきましては、当方の弁護士にも当時確認をしたところですが、あくま

でも事件番号としては、渡辺委員おっしゃるとおり、令和4年（ノ）の18号というのは一括りではあるので、当時の(2)から(5)については、具体的な手法としては取下げとはされていないんですけれども、先方の申立人がもうそれについて追及をしてこないのであれば、一旦それは終わりと聞いております。

渡辺委員　もうすぐ1年以上ということになるかと思えますけれども、このように引っ張ってこられて、本来であれば10月31日までの分の10万円については予算上計上しているんだというふうに思っております。そしてまた、田んぼに復元するのも予算として計上しております。そうすると、11月からの分というところになると、予算としては計上していないけれども支払いが生じているということになりますか。

鈴木観光課長　そのとおりになります。予算につきましては、当然支払いを待てないということであちの弁護士も確認をしていますので、残予算を使わせていただきながら11月分以降につきましてもお支払いをさせていただきたいというふうに考えております。

渡辺委員　一般的に、国土調査の筆界をもって物事が進んでいくということが一般的だと思います。そしてまた、今年の12月の時点で、53年に遡って資料を出せと言われてもなくて当たり前であったり、あるいは58年のときの資料を出せと言われても、それについてはこの筆界をもって資料だというふうに解釈するのが一般的だと思いますけれども、その辺りのことについて、なぜ向こうが言ったことをこちら側からそれは飲めない、だめだということと言えなかったのかどうか、その辺りについてお聞かせください。

鈴木観光課長　当時、当代理人を通じまして、こういった資料の過去の部分は出せないものもあります、不存在的なものもあるという中で、その間については支払いのほうを止めさせてもらいたいという文面も実際には出したところがございます。先方につきましては、魚沼市側が国土調査に基づく田んぼに戻すということであるならばその当時の資料を出せと一点張りというようなところで、おっしゃるとおり、うちとしてはもう少し強く出るべきだったと反省をしておりますけれども、何とか解決に向けて当時の資料を探し、提出をしてきたということでございます。

渡辺委員　ある意味、先ほどもう少し強く出ればというお話でございましたので、市としてもしっかりと裁判なり、逆に提訴をするなりというようなところをお考えなのか、聞かせていただけたらと思います。

鈴木観光課長　今後につきましてはまた弁護士と相談をし、内部で相談をして対応してまいりたいと考えております。

渡辺委員　そうしますと、最終日にこれを出してきて、議会として追認するわけですがけれども、議会として、あんまりここでいろいろなことを聞かずに本会議の中で聞いたほうがいいのかもかもしれませんが、ほかの皆さん方がどこまでを追認するのかということになってくるかと思えますので、やはりその後のことについても、しっかりとある程度お考えがあったほうがよいのではないかという気がいたしますが、私としては、このまま何もせずに行くので追認してくださいというのでは、追認しかねるところではないのかなと。しっかりと答えを出すと、そうでなければこうだというようなところがあって初めて、当然本来であれば最初に議論をさせていただきなきゃいけなかったことだと思いますけれども、そこがなしに、今度は10月31日が終わってからの追認ですので、しっかりとその辺りをどうするのか、弁護士さんとも相談の上に最終日に出してきていただかないと、私としては、追

認するという行為自体が難しくなってくるのではないかという気がします。いかがですか。
内田市長 2回にわたって現地確認に来なかったということがありまして、25日には行きますということでありまして。これはどうしても来てもらわなければだめですし、さっき雪云々という話がありましたけれども、今パイロン、杭があるわけですので、そこはどうしても現地確認に来てもらいたい。その後には、課長のほうにはこのままではだめだよと、担当課には話はしております。

佐藤（肇）副委員長 それでは、委員長を交代します。

渡辺委員長 それでは、ほかに質疑はございませんか。

しばらくの間、休憩とさせていただきます。

休 憩（11：07）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再 開（11：09）

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開させていただきます。

ほかに質疑はございませんか。（なし）なければこれで質疑を終結いたします。本件につきましては、引き続き調査することで御異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

ここで皆様にお諮りさせていただきたいのですが、休憩時間は1時間で取ることとしておりますが、休憩をせずに続行させていただいてよろしいでしょうか。（異議なし）それでは、そのようにさせていただきます。

(4)にぎわい館（仮称）整備計画（案）について

渡辺委員長 次に、(4)にぎわい館（仮称）整備計画（案）についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

小島産業経済部副部長 それでは、にぎわい館の整備計画案について御説明をいたします。

資料の0540をお開きください。（資料「にぎわい館（仮称）の検討経緯」により説明）

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

星委員 1点聞かせてください。1ページ目の県内コワーキング施設視察というのがあるんですけども、これは市の職員が行ったということでしょうか。

小島産業経済部副部長 そうです。市の職員で現地を回ってお話を聞かせていただいております。

星委員 市の職員だけでですか。

小島産業経済部副部長 市の職員だけでございます。

渡辺委員長 ほかにございますか。

桑原委員 今、時系列のところでお聞きしたいのですが、意見交換時の募集結果、数といますか、どれくらいの方々と意見交換をしたかということと、実証実験をやった方々の数を教えてください。

小島産業経済部副部長 意見交換の数であります。個人の方も含めてですけれども、22以

上意見交換をさせていただいております。それから実証実験店舗の活用ですが、すみません、今ちょっと数字を持ち合わせておりませんが、10近くやっていたのではないかなというふうに思っております。

渡辺委員長　ほかにございますか。

佐藤（肇）委員　新しい平面図で、前回から風除室を付けてくれるというので、正面といいますか、アーケード側の方には今回計画図の中に入ってきているんですが、反対側、駐車場側の方にはまだそこまでは考えておられないというようなことだと思うんですが、一つ気になったので教えてもらいたいんですが、真ん中に壁みたいなのが建ってるんですが、これは何ですか。ちょっとよくわからないんです。手摺新設とかになっているんですけど、これ玄関を分断するような形で建てられているんですが、これはどういう指示でこうなっているかをお聞きしたい。

小島産業経済部副部長　こちらの方は、特に指示をしたわけではございませんが、設計業者のほうで高齢者の方がここを使われるという想定の中で手すりがあったほうがいいんじゃないかということで付けたものでございますので、これについては検討が可能です。

佐藤（肇）委員　私は、レイアウトについて以前から申し上げさせていただいて、部屋の真ん中に柱があるのはいかがなものかというのが、これについてはこれでもいいよというのわかりますけど、やはりほかの使い道を考えた場合、全く困るんだろうと思います。その辺について、もう一回私は考えていただきたいなと思います。成果品が出てきた段階で、またいろいろ協議がされるようになるんだろうとは思いますが、今の段階からそういった辺りの話をさせていただいて、私はいんじゃないかと思うんですが、これは希望です。よろしくお願いします。以上です。

小島産業経済部副部長　防音スペースのことをおっしゃられているのではないかなというふうに推察をいたします。これについては、今ほど委員もおっしゃいましたが、使われる方のほうと相談をして、それでも問題ないというお答えはいただいておりますけれども、今後また検討させていただきたいというふうに思っています。

渡辺委員長　ほかに質疑はございませんか。

星委員　確認なんですが、この間取りとかレイアウトというのは最終決定じゃなくて、まだ検討の余地があるということよろしいですね。

小島産業経済部副部長　今現在、エスカレーターが真ん中にありまして、なかなか全体を見渡した想定といいますか、できないというところもあります。今回については、こういうレイアウトをさせていただいておりますけれども、またエスカレーターを取った中で不具合といいますか、なかなか思うようにいかない部分については、検討させていただきたいというふうに考えております。

渡辺委員長　ほかにございますか。

桑原委員　また確認させてください。先ほどの実証実験で10くらいという話がある中で、10社の意見とかそういう意見を踏まえた中での図面が今の出てきたこの図面でしょうか。

小島産業経済部副部長　実証実験はこの建物ではなくて、松原店舗の1階の部分のことを私は申し上げたつもりでありました。

桑原委員　それは了解しています、いろいろお聞きしているのです。そういうものがこれに反

映されているかということをお聞きしているんです。

小島産業経済部副部長　基本的には事業者との意見交換を反映させてもいますし、それからワークショップ、検討委員会、それが基になっております。実証実験店舗の御意見というのもこの中には入れてはありますので、全部というわけではありませんが、活用できる部分については入れてあります。

桑原委員　無視していると思いませんけれども、入っているということで認識しました。

あと、前回も言わせていただいたんですが、この設計図書、依頼事項の中に断熱とかも入っていませんし、あと暖房というか、そういうのも確かに予算がかかりますけど、考え方として、前にお聞きしたこともあるんですが、コージェネレーションというか都市ガスを使っていますので、電気は効率が悪いわけですよ。地元には都市ガスがあって、地元のそういうコージェネレーションしながら暖房、電気、冷房もしている今の省エネの時代であるわけですけれども、そういうことは全く考えていないのか。提案しないのかをお聞きしたい。

小島産業経済部副部長　新設の建物であれば、当然そういったことも検討していかなければいけないと思えますけれども、既存建物でありますので、それを実施するということになりまして予算も倍近くかかるということもありますし、本当に全部やってしまうとお金もかかるということから、今回については既存の建物を生かしながら活用したいということでございます。

桑原委員　気持ちはわかるんですけれども、本当に既存の建物であっても、ずっと何十年も使うわけですね、若い人たちも。ですから、本当に、ましては、市長も仰るとおりカーボンニュートラルじゃないですけど、そういう時代に入っていて計画していかなければならないところで、既存だからしないになんていえば問題だろう。ではこれからどれだけ新築が出てくるか全くわからない中で、こういうことをしていかなければ全く用をなさない。それがすごく考えが甘いので、これまた一般質問でしたほうがいいのかわかりませんが、そういう考えではだめだと思います。よく再考を願ってやめます。以上です。

佐藤（肇）委員　設計の要求書みたいな形で添付していただいているんですね。この中に、ここを設計に入れなさいよというのである程度見られるんですが、今回1階、2階の部分だけで、3階、4階は悪いところを修繕をかけるというようなことで、この要求書の中に入っています。

それからもう1点、特記の中で、2ページ目の上段で、工事の事業費を3億円程度というように見込んでおられる。今現在、予算化といいますか、考えている部分というのが1億9,000万円くらいですかね、工事発注ということで見当を出しておられるので、この中の何が違うのか。まだまだこれから新たにしなければならぬのを含んでこの3億円という数字を出したのか、その辺について最後1点聞かせてください。

小島産業経済部副部長　設計を出した当初は、全館を活用してできないかということからまずスタートさせていただきました。議会の補正予算のときもお話をさせていただきましたけれども、3階、4階については今のところ利用する事業者もおられないということから、今回の工事発注については設計のほうから除いているということもあまして、当初3億円とは見込んだものの、全てやるとやはりそれ以上の、今物価高騰等もありますので、お金がかかるということもあります。ですので、今回については1階、2階の整備の費用に

ついて補正予算で計上させていただいたというものでございます。

佐藤（肇）委員 設計を出すに当たって、面積で請け負わせているのではないですか。1階、2階、3階、4階、屋上防水を含めて全部あるわけですよね、パラペットの分まで。なので、成果品で上がってくるのは、3階、4階のものは全然上がってこないんですか。検討もされないで、1階、2階しか見ない図面、要は発注して、そのときに入札でそこまでしなさいよということで入札かけて、委託で金額を決めてやっているわけでしょう。半分しか出してこないみたいなことになったら、これ大ごとだと思うんですが、どうですか。

小島産業経済部副部長 こちらの仕様書の7番の業務に当たっての留意事項というところがございます。こちらについては、令和2年度に小出郷図書館の大規模改修工事ということで設計をした経緯がございます。こちらの資料を活用して今回設計をしているということがありますので、今委員のおっしゃられました3階、4階、これは全くしないというわけではありませんので、そこら辺については、設計のほうにはあまり影響がないものではないかというふうに考えております。

佐藤（肇）委員 悪いところを直せというのがありますよね。雨漏りがしているかもしれないし、ガラスの脇のコーキングが切れているかもしれないし、そういったものを少なくとも内装をしなくても、そこはしなきゃだめなんじゃないですか。防水やり替える、やり直すというのはそういう話じゃないんですか。どこを見るんですか。

小島産業経済部副部長 成果を出していただかないというわけではございませんで、今ほど委員がおっしゃられたような補修等の部分については成果として出していただくというふうに考えております。

渡辺委員長 お諮りさせていただきたいんですが、この件につきましては、前回の委員会の中で本田委員の方から、成果物が出てきた後もまた調査させていただくというようなお話もございました。今ほどいろいろと出てきた資料の中、皆さんこれまた見ていただき、次の委員会でも引き続き調査をさせていただきながら御意見をいただけたらと思いますので、一旦ここでは、きょうのところは質疑のほうを終わらせていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょう。

本田委員 結局、我々としてどうしたいのかということをお求められているのかなと思っております。今までの委員さんの発言であれば、3階、4階部分をどうするのか。あるいは、他の施設と重複している部分をどうするのか。そういったところを考え、我々自身もあれだけ言ってきたんだから、多少こうなんだよというのは対案としても出していこうと思っております。実は先般も、私も視察に行って、福祉施設として合うものということで、どういふものがあるかというのを考えてきました。図面を書いてきたんですけど、佐藤委員にちゃんと書いてもらえるようお願いしてあります。ちゃんと施設基準をクリアできるように書いてきてあります。私は1階、2階は別にこの図面、市の当初案でいいんですけど、3階、4階についてはそういうふうな利活用もできるんだよと、そういうのを提案をしておりますので、ぜひ委員の皆さんから次回は手弁当で何かしら持ち寄ってはどうか。

渡辺委員長 ありがとうございます。そのような御意見もありますので、また執行部がいなくとも委員会の中でできることもあるかと思っておりますので、次回にさせていただきたいと思っております。それでは、本件につきましては、引き続き調査することで御異議ありませんか。

(異議なし) そのように決定いたしました。

(5) 第6期(後期) 産業建設委員会の課題について

渡辺委員長 次に、(5)第6期(後期) 産業建設委員会の課題についてを議題といたします。本件につきましては、現在正副委員長と事務局とで調整させていただいております。今後、集約ができ次第に本委員会を開催し、協議させていただきたいと思っております。そのように進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定いたしました。

(6) その他

渡辺委員長 次に、(6)その他を議題といたします。執行部から協議、報告事項はありませんか。

小島産業経済部副部長 資料 0560 をご覧いただきたいと思っております。これはお知らせになります。(資料「こいでまちなかボックスショップ はこいで」により説明)

先ほど来お話をさせていただいております松原店舗の1階であります。こちらを市で実証実験ということでさせていただいている部分でございます。こちらに市の商店街等の若手の方が会社をつくられてまして、ここに「はこいで」ということで、12月11日にプレオープンとなっております。会社の名前は、「合同会社ラボうおぬま」というものでありまして、こちらについてはボックスショップ等を実施しております。来年1月がグランドオープンの予定でありまして、出店料が通常ですと、場所によって金額が違うんですけども、1,000円から2,000円の出店料で出すことができるようになっております。こちらについては、12月と1月については、出店料は無料でありまして、このボックスを活用して物を売りたい、もしくは展示をして皆さんに見ていただきたいといった使い方ができますので、ぜひ皆様からもお知らせしていただけるとありがたいというものでございます。簡単ですが、以上です。

渡辺委員長 これについては、質疑はなしでよろしいかと思っておりますので、ほかに報告事項等はありませんでしょうか。(なし) なければ、所管事務調査は、以上となります。

このあとの日程は、主に議会内部の調整等になりますので、ここで執行部で報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければこれで執行部から退席を願うことといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。(異議なし) それでは、執行部から協議、報告事項等はありませんか。(なし) それでは委員の皆様から執行部に対して何かございますか。(なし) これで執行部からは退席していただきます。大変お疲れ様でした。(執行部退席)

(6) 閉会中の所管事務等の調査について

渡辺委員長 日程第6、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思っております。これに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管

事務等の調査については、議長宛てに申出を行うことに決定いたしました。

(7) その他

・市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

渡辺委員長 日程第7、その他を議題といたします。

市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについてを議題といたします。10月31日に開催されました令和6年第2回市民の声を聞く会（議会報告会）の意見交換会の中で出されました意見、要望事項を広報公聴特別委員会でまとめたものが、資料0700「市民の声を聞く会意見交換まとめ」のとおりとなっております。この取扱いについて、所管委員会で協議するように依頼を受けました。事前に委員長、副委員長において「取扱い案」を示させていただいております。では、内容について事務局長の説明を求めます。

坂大議会事務局長 今ほどの0700のファイルをお開きください。（資料「令和6年10月31日 市民の声を聞く会意見交換まとめ」により説明）

渡辺委員長 ただいまの説明について、質疑はございますか。（なし）これで、質疑を終結します。それでは、委員会としての取扱いについて協議をいたします。これより休憩といたしますので、忌憚のない御意見をお願いいたします。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（11：39）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再 開（11：39）

渡辺委員長 それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

市民の声を聞く会の意見、要望の取扱いについては、皆さんから御協議いただきましたとおりの取扱いとすることで御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

予定していた議題につきましては、以上となります。ほかに、委員の皆様から御意見、協議事項等はありませんか。（なし）それでは、本日の会議録の調製については委員長に一任願います。本日の産業建設委員会は、これにて閉会します。

閉 会（11：40）

産業建設委員会

委員長 渡辺 一美